平成２３年（フ）第１４０号
三重県鈴鹿市東磯山１丁目27番30号
債務者　小林　勝久
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４３号
三重県津市河芸町一色2770番地２
債務者　安井香代子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４５号
三重県津市一身田豊野1406番地717、前住所
三重県津市美川町８番58号
債務者　川合　陽子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４７号
三重県津市船頭町津興3381番地　県営住宅船頭町団地Ｐ２棟203号室
債務者　横畠　志保
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４８号
三重県津市一身田町167―２　一身田団地Ｐ12―401号
債務者　斎藤　貴行
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４１号
兵庫県明石市大久保町山手台１丁目41番地県住15棟109号
債務者　村端　伸幸
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
兵庫県明石市西明石南町３丁目８番42―301号
債務者　田中　雅明
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２０９号
神戸市西区美穂が丘１丁目３番地　14―102号
債務者　松山　勝央
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２１４号
兵庫県明石市西明石西町１丁目11番６号
債務者　杉野　誠子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１２８号
鳥取県鳥取市御弓町40番地６、旧住所鳥取県鳥取市東町３丁目146番地
債務者　青木　繁樹
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７６号
広島県尾道市栗原東２丁目２番52号
債務者　平山　智美
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第９２号
広島県尾道市栗原東２丁目７番17号　細谷アパート102
債務者　上田谷広治
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
広島県尾道市因島三庄町3763番地102
債務者　村上　圭司
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１００号
広島県三原市明神４丁目６番２号
債務者　木原　美穂（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
広島県尾道市正徳町19番11号
債務者　大礒　律男
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
山口県下関市伊倉本町23番15―408号　グリーンハウス
債務者　藪中　香代
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第８０８号
高知県南国市左右山453番地
債務者　山本　善子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
高知地方裁判所破産係